

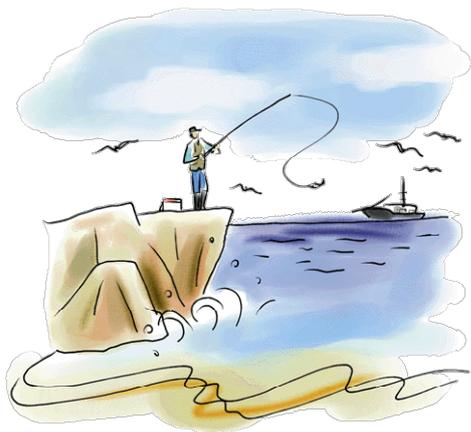
2021

# 業務のご案内



**Jf** マリンバンク

福井県信用漁業協同組合連合会



このディスクロージャー誌は、「水産業協同組合法第58条の3（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）」の規定に基づき作成しております。また、開示した項目は、「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第48条第1項」に規定されている全項目を網羅しております。

なお、記載金額は、P.22の「キャッシュ・フロー計算書」までは千円単位、P.23以降は百万円単位にて表示しており、原則として単位未満を四捨五入しております。また、ゼロの場合は「-」、1に満たない単位未満の計数がある場合は「0」と表示しております。

# も く じ

■ ごあいさつ	3
■ 経営方針	4
■ リスク管理の体制	5
□ リスク管理方針	
□ 監査態勢	
□ 個人情報保護に向けた取組み	
■ 法令遵守の体制	6
■ 金融ADR制度への対応	7
■ 漁業者等の経営の改善のための取組の状況	8
■ 地域の活性化のための取組の状況	8
■ トピックス	8
■ 事業の内容	9
□ 事業のご案内	
□ 商品・サービスのご案内	
■ 業績	13
■ 貸借対照表	13
■ 損益計算書	14
■ 注記表	15
■ キャッシュ・フロー計算書	22
■ 貯金	23
□ 種類別・貯金者別貯金残高	
□ 科目別貯金平均残高	
□ 財形貯蓄残高	
■ 貸出金	24
□ 種類別・用途別・貸出先別貸出金残高	
□ 科目別貸出金平均残高	
□ 貸出金担保別内訳	
□ 債務保証担保別内訳	
□ 業種別貸出金残高	
□ 主要な水産業関係の貸出金残高	

■ 有価証券	26
□ 種類別有価証券平均残高	
□ 有価証券残存期間別残高	
□ 有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
□ 保有有価証券の利回り	
□ オフバランス取引の状況	
□ 先物取引の時価情報	
□ オプション取引の時価情報	
■ 受託業務・為替業務等	27
□ 受託貸付金の残高	
□ 内国為替の取扱実績	
■ 平均残高・利回り等	27
□ 粗利益	
□ 業務純益	
□ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	
□ 受取・支払利息の増減額	
□ 経費の内訳	
■ 諸指標	29
□ 最近5年間の主要な経営指標	
□ 自己資本の充実の状況	
□ 経営諸指標	
■ リスク管理情報等	39
□ リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額	
□ 金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額	
□ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
□ 貸出金償却の額	
■ 役員等の報酬体系	40
■ 本会の組織	41
□ 会員数	
□ 役員	
□ 組織機構図	
□ 店舗一覧	
□ 自動機器の設置状況	
□ 協同会社	
□ 特定信用事業代理業の状況	
■ 沿革・歩み	43
■ 手数料率一覧	45
□ 内国為替の取扱手数料	
□ 融資関係手数料	
□ その他の手数料	

## ■ こあいさつ

漁業者の皆さま方をはじめ本会をご利用いただいておりますお客さまには、平素よりJFマリンバンクをお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。

本会は、漁業者の協同組織を基盤とする福井県内唯一の金融機関として、金融の円滑化を通じて水産業の発展に寄与し、もって漁村の活性化と地域経済の発展に資することを目的としています。この目的を果たすため、会員である漁業協同組合から出資を受け、会員並びにここに所属する組合員、および漁業関連団体や地方公共団体等の安定的な資金調達基盤を背景に、これらの方々の事業あるいは生活関連の貸出を行うとともに、余資の効率運用も図りながら財務基盤の拡充に努めています。

さて、漁業系統信用事業を取り巻く環境は、漁業産出額の減少や金融緩和政策の継続、また直近のコロナ禍による資金需要の減退などにより厳しさを増しており、国内多くのマリンバンクが経営の先行きに危機感を抱いています。そのため、経営基盤並びに財務基盤を強固なものとし、漁業金融の一層の強化と持続可能なビジネスモデルを確立することによって、JFマリンバンクがお客さまに安心してご利用いただける金融機関として未来にわたって存続できるよう、青森県、岩手県、茨城県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県及び福井県の11都県の信用漁業協同組合連合会は、令和3年4月1日に広域合併しました。(愛知県は令和4年4月1日に合流予定)

令和2年度は、福井県信漁連として発足以来70年の最終事業年度となりましたが、漁業金融機能の強化、事業運営態勢の再構築および健全性の確保を柱とする中期経営計画に則って事業改革計画の実践と効率的な業務運営に努めました結果、2千2百万円の経常利益を確保することができました。この度、福井県の経営方針、業務内容、財務・事業実績等を取りまとめたディスクロージャー誌を作成いたしましたので、本会ご利用の際の参考にしていただければ幸甚に存じます。

## ■ 経営方針

本会（JFマリンバンク）は、水産業協同組合法の趣旨に基づき、会員である漁業協同組合及びここに所属する漁業者の方々の発展を促進し、その社会的経済的地位の向上を図るため、県内唯一の漁業専門金融機関として、「浜の暮らし」を金融面からサポートし、適切な漁業金融機能を提供しています。

最近の水産業は、水揚高の減少、担い手・漁船の高齢化、産地市場における魚価の低迷など厳しい状況が続いています。これが漁業協同組合及びその組合員の経営を直撃し、ひいては本会の主要事業の取扱高も減少してきております。

このような厳しい経営環境下ではありますが、本会は、水産業の育成支援と漁業の振興、さらには地域経済の発展のために、「浜の暮らしを守る信頼の金融」を将来にわたって維持していくことが必要と認識しています。

そこでJFマリンバンクでは、平成15年に施行された再編強化法に基づき「JFマリンバンク基本方針」を制定し、健全性の確保と適切な業務運営を通じて貯金者保護を図ること、次いで事業、組織および経営の改革を行い、組合員・利用者の金融ニーズに適切に対応することに注力してまいりました。

ところが、最近の漁業・金融環境の変化は著しく、「浜の金融」の維持・強化が待ったなしの局面となっており、今こそJFマリンバンクは、抜本的な事業・組織改革を敢行し、持続可能なビジネスモデルを構築する必要があると考えています。この改革の中軸をなすのが、従来より検討してまいりました「信漁連の広域化」（近隣信漁連との合併）であります。ようやく構想が整い、令和3年4月1日に11県域信漁連の合併が実現いたしました。

全国のJFマリンバンクは、この組織体制整備と同軌をとる形で、農林中金との「一体的運営」のもと事業推進上の諸課題に対処していくことを確認していますが、本県域においては、これに沿って次の事項を重要テーマとする「アクションプラン」を策定し、前々年度から3年間集中的に取り組むこととしております。

### 1. 『漁業金融機能強化と「浜」との接点強化』

- (1) 会員漁協・漁連等との密接な連携を保ちながら、漁業ポテンシャルを的確に把握のうえ設備投資や経営資金のニーズを捕捉し、事業性融資の伸長を図ります。
- (2) 生活金融相談等の漁業者ライフプランに応じた総合的サービスを充実させるため、貯金・決済サービスに連動した生活関連ローンの増強に注力します。
- (3) 融資伸長計画の実行に当たっては、行動計画を策定し実践することを基本として、その進捗管理、結果検証を定期的に行いながら、PDCAサイクルの定着化を図ります。

### 2. 『将来を見据えた事業運営態勢・チャンネル体制の構築』

- (1) 低金利下における事業収支均衡を図るため、人件費・物件費の節減を始めとするローコスト運営が必須との認識から、現体制からさらなる店舗・人員の再配置を検討・実施します。
- (2) 「浜」との接点の復活・強化を図りつつ、ローコスト運営を実現する手段として、新たな合理化・通信技術を活用したサービスを利活用し、非対面チャンネルでの取引深耕を図ります。

### 3. 『健全性確保の取り組み推進』

- (1) 内部監査室による監査後の事務補完に加え、業務部門による定期的な店舗巡回指導を実施しながら、職員の資質向上と事務の堅確性向上を図ります。
- (2) リスク管理債権比率の逡減に向けて、漁業者・漁協の経営改善を支援するとともに、長期固定化債権について、サービサー機能の活用や法的最終処理などを行ってまいります。

## ■ リスク管理の体制

### □ リスク管理方針

金融の自由化・国際化の進展の中、金融機関同士の競争に加え他業態からの金融業務への参入も進展し、これに伴って本会の業務はますます多様化しております。このような環境の下で、金融機関経営の自己責任原則が謳われ、経営上の多様なリスクを把握するとともに、これを的確に管理することが必要となっています。

本会においては、経営に当たって様々なリスクが内在することを十分認識し、健全性維持と安全・安心な業務環境を確保するため、以下の各種リスク管理を行い、態勢の充実強化に努めています。

#### (1) 信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。本会では、貸出資産を中心とする諸資産の健全性の向上を図るため、審査に当たっては、特定の業種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても貸出先の事業実績のみならず、将来性や後継者の状況、漁業に対する経営能力など、広範に検証し、別途定めた「与信審査・管理回収マニュアル」に基づき、信用リスクの判定と管理を徹底しております。

また、資産の自己査定については、「資産自己査定実施要領」、「同実施マニュアル」、「同事務手続」に則り、忠実に査定を行うとともに、2次査定部署として貸出部門から独立した審査部門において信用リスク全般を管理し、さらに貸出部門・審査部門から独立した「内部監査室」において、資産の自己査定について点検・検証することによって信用リスク管理が一層徹底するように努めております。

以上の点を総合的に規定するため、「信用リスク管理規程」を制定し、責任部署を明確に定めるなど、厳格に信用リスクの管理を行っております。

#### (2) 市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利や有価証券等の価格、為替相場などの市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

本会では、「余裕金運用規程」に基づき、金利変動リスク・価格変動リスク・信用リスク等の市場性リスクを的確に把握することにより、安全確実な余裕金運用を志向しております。

そのため、経済の動向や市場全体の動きはもちろんのこと、運用先の信用度などについて、本会の運用調達の基本方針に基づいて、毎月の運用計画を立てた上で、実行することとしております。

余裕金運用に関するリスク管理については、「余裕金運用等に係るリスク管理手続」に基づき管理の徹底を図っております。

また、「市場リスク管理規程」を策定し、購入から管理までのそれぞれの責任部署と、実務担当部署を明確に区分しております。

#### (3) 流動性リスク管理

「流動性リスク」とは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

本会では、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本としております。

また、不測の事態に対しては、別に定めた「流動性危機管理計画」に基づき行動するものとし、貯金保険事故発生時においては、別に定めた「貯金保険事故発生時のデータ処理事務手続」に則って行動することとしております。

以上のことを踏まえ、「流動性リスク管理規程」を制定し、管理責任部署を明確に定めております。

#### (4) オペレーショナル・リスク管理

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

本会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、自主点検等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

#### (5) 事務リスク管理

「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

本会では、事務トラブルの発生を防止し、正確で迅速な事務処理が維持されるよう、各種業務規程やマニュアルの整備、事務処理体制の改善、本店からの臨店指導等を基本に、事務水準の向上に努めております。

一方、事務リスクを始めとする各種リスクを回避し、トラブルを防止するために、お客様からの苦情等に対しては、「利用者サポート等対応要領」に基づいて迅速に対処するとともに、事例の蓄積に努め、同様なトラブルが再び発生することのないよう、将来に備えるものとしております。

なお、適宜、内部監査を実施し、相互牽制体制と厳正な事務処理体制の確立に努めております。以上の点を踏まえ、「事務リスク管理規程」を制定し、各担当部署と責任の所在を明確に定めております。

#### (6) システムリスク管理

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの停止又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

金融業務の高度化や取引量の増大に伴い、コンピュータシステムやパソコン処理は欠かすことのできない業務基盤となっております。

しかしながら、機械化することは便利な反面、業務に関する個人情報の流出などに対するリスクが飛躍的に増大しているため、本会では「システムリスク管理基本方針」に基づき、「情報セキュリティポリシー」及び「システム管理・運営要領」を定めており、これらに基づく厳格な運用・管理の徹底に努めております。

### □ 監査態勢

本会では、監査を専門に行う機関として「内部監査室」を設置し、毎年1回以上全店舗全部署に対する内部監査を実施しております。

また、監事による定期監査はもちろんですが、それ以外にも随時監査を実施するとともに、本店には常勤監事が常駐し、日常業務を含めてコンプライアンス違反等がないか常にチェックする体制をとっております。

更に、監事・常勤監事・内部監査室が、年間監査計画のもと、各店舗における内部牽制体制の確立状況や事務処理の正確性をつぶさに検証し、お客様に安心してご利用いただける金融機関となるよう努力しています。

### □ 個人情報保護に向けた取組み

平成17年度から「個人情報保護法」が実施されましたが、パソコン置き忘れや盗難などのうっかりミスによる情報漏ればかりでなく、愉快犯が作成したウィルスによる情報流出やデータの破壊なども頻繁に起きています。

本会にも、多くの顧客情報がありますので、情報管理体制の確立を目的として、「個人情報保護方針」を策定するとともに、「個人情報取扱規程」を制定し、ペーパー上の情報はもちろん、パソコンやインターネットを通じた情報漏えいには十分注意するよう、役職員への周知徹底を図っています。

## ■ 法令遵守の体制

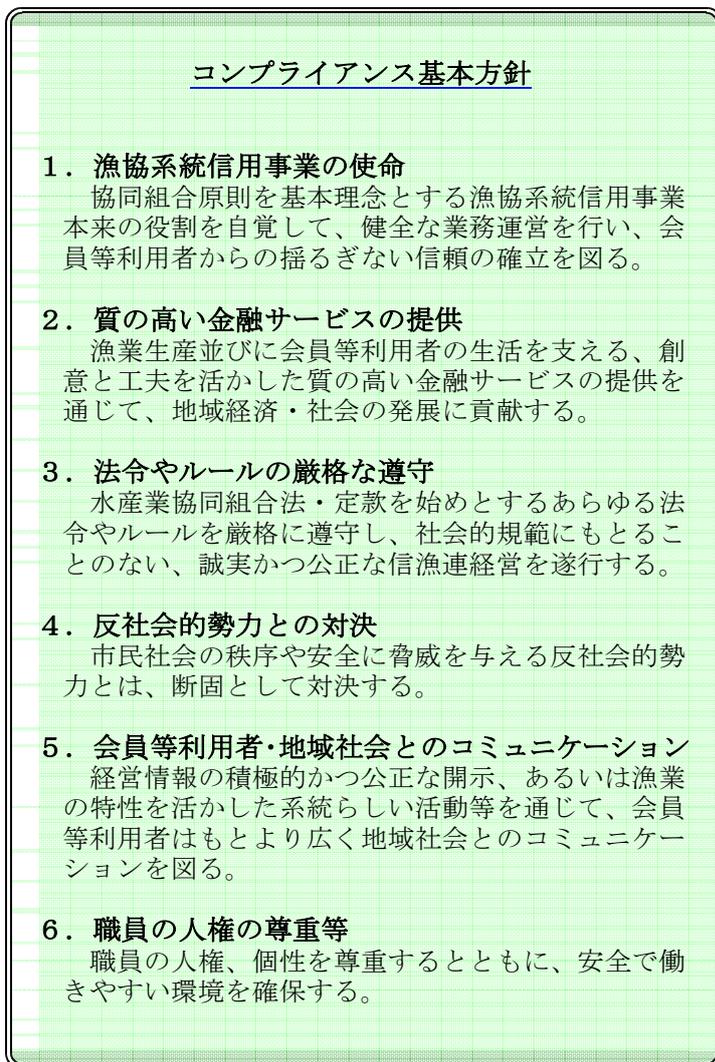
法令遵守（コンプライアンス）とは、一般法令や規程・基準などのルール、社会一般的に求められる倫理やモラル等を遵守し、社会的規範を全うすることをいいます。

特にJFマリンバンクは、わが国漁業の発展と地域社会・経済の発展に貢献するという社会的責任を負っており、また、金融機関として、その業務の公共性から信用を維持し、健全かつ適切な運営を確保する公共的使命を担っています。

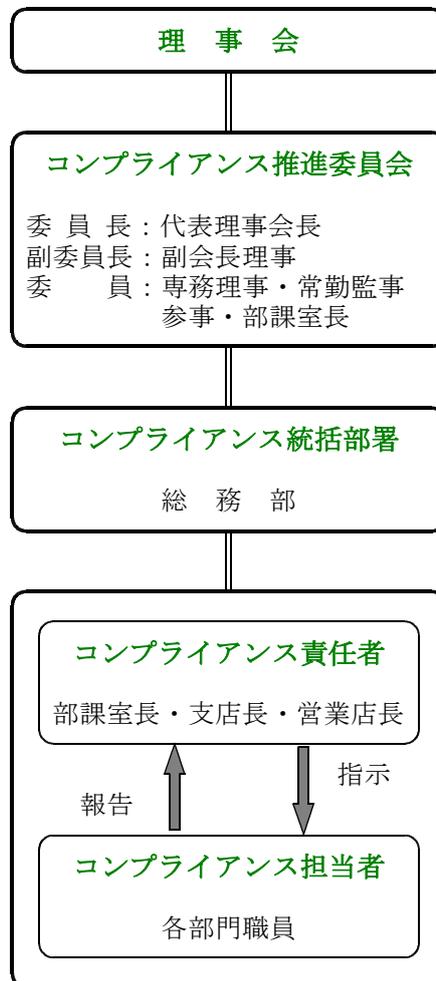
このため、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した業務運営に取り組んでいます。

本会では、以下に記載の「コンプライアンス基本方針」の下で、役職員の行動規範となる「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンスに沿って日々の業務を遂行するよう周知徹底するとともに、会議・研修会を通じてコンプライアンス意識の高揚と研鑽に努めています。

また、毎年度の「コンプライアンス・プログラム」において、顧客保護等管理態勢の整備、会議・研修会のスケジュール、および人事管理や内部けん制措置などに関する具体的な方策を定めるとともに、以下に記載の「コンプライアンス組織体系図」の通りの体制にて、その実施状況の検証と評価を行っています。



**コンプライアンス組織体系図**



## ■ 金融ADR制度への対応

### ○ 苦情処理措置の内容

本会においては、組合員等の利用者の皆様からのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応いたします。

具体的には、①利用者サポート等管理責任者の設置、②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

### ○ 紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当連合会が対応いたしますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。)

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

## ■ 漁業者等の経営の改善のための取組の状況

### ○ 中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

漁業者の協同組織金融機関として、『健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと』を『最も重要な役割のひとつ』と位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務遂行に向け取組んでいます。

また、「経営者保証に関するガイドライン」に則り、債権の保全・管理に注意を払いながら、経営者保証に依存しない融資の確立に取り組んでまいります。

### ○ 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

本会は、「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応や「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応等について、一元的に管理・協議するとともに、金融円滑化管理責任者や金融円滑化管理担当者を設置し、お客様からの申込みに対し円滑な措置をとることができるよう、方針や施策の徹底に努めています。

### ○ 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

本会は、漁業者等の設備投資の促進を図るため、融資に当たっては、全国漁業信用基金協会保証を条件とする「無保証人型漁業融資促進事業」の活用を進めています。

また、漁業不振経営体に対しては、経営再建や維持・安定化を図るため「漁業経営維持安定資金」等による債務の借換えや既往資金の条件変更等による償還期限の延長等を講じるなどにより中小漁業者等の経営支援に努めています。

## ■ 地域の活性化のための取組の状況

日本は周囲を豊かな海に囲まれ、水産業とは深い関係にあります。その中で、われわれ漁協系統金融機関の使命は、漁業者の経営全般を支え、浜の活性化を図ることにあると考えています。

本会は、浜の金融機関としてその任務を全うしていくために、以下のような活動を継続して実施しています。

- ① 高齢者の方を応援する立場から、漁村の「年金友の会活動」を支援しています。
- ② 浜の母ちゃんたちが、浜で培った知恵を生かすために食堂や直売所、水産加工などを起業するときに利用できるよう低利の「浜の母ちゃん資金」を創設しています。
- ③ 地区のイベントや魚祭りに参加し、JFマリンバンクの役割や業務内容をPRするとともに、地域住民とのコミュニケーションを図っています。

## ■ トピックス

### (1) マイカーローンキャンペーン（令和2年9月～令和2年12月）

生活関連資金のうち、マイカーローンに的を絞って、優遇金利での融資キャンペーンを実施しました。

### (2) マリンローンウィンターキャンペーン（令和2年12月中）

生活関連資金のうち、(1)に追加して、教育ローン・多目的ローンについて、優遇金利での融資キャンペーンを実施しました。

### (3) マリンローンファイナルキャンペーン（令和3年3月中）

生活関連資金のうち、マイカーローン・教育ローン・多目的ローンについて、優遇金利での融資キャンペーンを実施しました。

## ■ 事業の内容

### □ 事業のご案内

本会は、貯金、貸出、為替等いわゆる金融業務といわれる内容の信用事業を行っています。この信用事業は、浜に根ざした地域金融機関として水産業に従事する人たちをはじめ沿海・内水面地域の皆様にご利用ご支援いただいております。地域と組織が有機的に結びつく漁協系統金融として大きな力を発揮しています。

#### ○ 貯金業務

会員はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、スーパー定期・変動金利定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

貯金は、信漁連の資金調達源の中心となっています。

#### ○ 貸出業務

会員への融資をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、漁業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、水産関連産業などへもご融資し、地域経済の発展及び活性化に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取り次ぎもしています。

#### ○ 為替業務

会員の事業活動や地域住民の皆さまの生活において必要となった資金のお振込、手形の代金取立などの内国為替業務を取り扱っております。

#### ○ 振替決済業務

公共料金やクレジットカードのご利用代金の自動引落とし、各種年金のお受け取りや給与振込などの自動入金サービスも行っております。

### 勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、利用者の皆さまの立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 利用者の皆さまの商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 利用者の皆さまに対し適切な勧誘が行えるよう、役職員の研修の充実に努めます。

□ 商品・サービスのご案内

○ 貯金

種 類	特 色	備 考
当 座 貯 金	小切手や手形の支払決済口座のための貯金で、出し入れは自由です。	当座貯金は利息がつきません。
普 通 貯 金	いつでも預け入れ、お引き出しができる、お財布代わりの貯金です。給与、年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけます。	
決 済 用 貯 金	貯金保険制度により全額保護される普通貯金です。	決済用貯金は利息が付きません。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と機能は同じですが、多少金利が有利な貯金です。基準残高が30万以上のⅠ型と、基準残高が10万円以上のⅡ型があります。	Ⅰ型は払戻しが5回を超えると手数料がかかります。
通 知 貯 金	まとまったお金を短期に有利に運用するための貯金です。	1万円以上で1週間以上のお預入れが必要です。
納 税 準 備 貯 金	納税を目的としていつでもお預入れできる貯金で、払戻しは納税するときに限らせていただきます。	お利息には税金がかかります。
 スーパ-定期貯金	まとまったお金を1カ月以上5年以内の期間で有利に運用する貯金です。	満期日を指定することができますし、自動継続もあります。
大 口 定 期 貯 金	1千万円以上のお金をさらに有利に運用する貯金です。	期間等はスーパ-定期と同じです
変 動 金 利 定 期 貯 金	金利が6カ月毎に変わる定期貯金です。いくらでもお預入れができます。	期間は3年に限りです。
期 日 指 定 定 期 貯 金	1年毎の複利計算が特徴の定期貯金です。1年以上経過すればいつでも、いくらでも払戻しができます。	期間は最長で3年です。
漁 協 積 立 貯 金	毎月、水揚代金より一定率の額を、また普通貯金より一定額を自動的にこの貯金に振り替えし、1年毎にまとめて自動継続の定期貯金として、長い期間にわたって積み立てる貯金です。	払戻しが必要なきはあらかじめ満期日をご指定ください。 一部払戻しの型もあります。
積 立 定 期 貯 金	毎月一定額を、また自由にいくらでも積み立てることのできる定期貯金です。	期間は1年以上5年以内です。
定 期 積 金	あらかじめ目標額を決めて毎月一定額を積み立てる貯金です。無理なく、計画的に必要な資金の貯蓄が出来ます。	期間は6カ月以上5年以内です。

○ 貸出

種 類	特色・使いみち・ご留意いただくこと等
手形貸付（1年以内に返済することを前提とした短期の貸付金です）	
一般運転資金	漁業関係の運転資金や、民宿・売店・加工関係の経営資金をご用意しております。
県・市町庁委託貸付	県及び一部の市町において低利でご融資できる「水産業振興資金」等があります。
貯金担保貸付	当会の定期貯金や、定期積金の既掛け込み額を担保にご融資いたします。
共済担保貸付	満期共済等における中途解約金の90%までをご融資いたします。
証書貸付（1年を超えて返済する中長期の貸付金で、設備資金が中心です）	
漁業近代化資金	国、県から利子補給の受けられる低利の設備資金です。漁船建造、機関換装を始め漁業及び水産加工業など水産関係の設備であれば対象になります。
JFマリンバンク 漁業振興資金	漁業近代化資金を補完する自己資金相当分を始め、様々な設備投資を対象に、漁業近代化資金の基準金利にてご融資します。現在、借入当初から3年間は農林中央金庫からの利子助成が受けられます。
事業資金	償還期間や貸付額に制度資金のような縛りがないので、制度資金には馴染まない漁業関係資金等についてご融資します。
住宅資金	土地、建物の購入・新築・増改築などに必要な資金をご融資します。原則として、保証機関付で団信保険にご加入いただき、金利については、固定金利、変動金利のどちらを選択しても良いようになっています。また、高金利時代に他の金融機関でお借り入れになった住宅資金を、当会の資金で乗り換える制度もあります。
 こまった時に頼れる パートナー! 各種ローン	<p>小口の貸付で、手続きは簡略になっておりご利用しやすい商品となっています。金利については、お客様の国会とのお取引引きの状況に応じて最大1.0%までを減免できる制度があります。</p> <p>用途により、次の8種類のローンを準備しております。それぞれのお借り入れ限度額や期間が異なりますので、窓口にお問い合わせください。</p> <p>①フリーローン、②マイカーローン、③リフォームローン、④教育ローン、⑤多目的ローン、⑥定積ローン、⑦漁協共済ローン、⑧年金ローン</p>
マリンローン	
共済担保貸付	満期共済金の解約金に対し90%以内の額を5年以内返済でご融資します。
当座貸越併用型 教育ローン	就学中は当座貸越にていつでも必要額を借り入れでき、就学後に借入残高を証書貸付に切り替えて分割返済する形式のローンです。
当座貸越	お客様毎に貸越極度額を設定し、1年更新でご融資する極度貸付で、極度額までならいつでも何回でもお借り入れができます。
代理貸付	株式会社日本政策金融公庫などからお借り入れになる方のための代理業務も行っております。詳しい条件等は窓口でお確かめください。

○ その他のサービス

種 類	特色・ご留意いただくこと等
JFマリンネット バンクサービス	漁協系統のインターネットバンキングシステムです。 パソコンあるいは携帯電話からのインターネット利用により、残高照会、お振込の手續がご利用いただけます。
キャッシュサービス <small>兵以外でも安心のサービス!</small> <b>キャッシュサービス</b> 	マリンバンクのキャッシュカードは、本会店舗設置の現金自動受払機（ATM）での使用はもちろん、JA、ゆうちょ銀行、コンビニ（ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン）のATMにおいて、平日日中は手数料無料にて利用できます。また、MICS（オンラインネット網）提携により全国の銀行ATMでも利用可能です。
クレジットカード	お買い物代金をクレジットカードにてお支払いいただくための「マリンクレジットカード（UFJニコス）」を取扱っており、全国をカバーするロードアシスタントサービス付カードも選択が可能です。
口座振替サービス	電気・電話・水道料金、NHK受信料を始め、携帯電話料金、共済・年金掛金、クレジット代金、リース料など幅広い種類の代金を自動的にお支払いができます。
収 納 代 理	県税や高校授業料を始め、各市町に納める料金等も自動的にお支払いいただけます。 また、小中及び高等学校への学納費の自動支払いも取扱っておりますのでご利用ください。
年金のお受け取り	国民年金・厚生年金・各種共済年金などの公的年金が、自動的にお受け取りになれます。
給 与 振 込	お給料やボーナスが、JFマリンバンクの口座で直接お受け取りになれます。

## 業績

貸出業務につきましては、漁業金融機能の強化を図るべく、令和2年度においても前年度に引き続き国や県の制度資金を活用した事業資金の需要掘り起こしや生活関連ローンのキャンペーンを実施しました。しかしながら、融資額の漸減傾向に歯止めがかからず、年間平均残高は対前年度比7億円の減少となりました。

貯金業務につきましては、令和2年度においてもJF系統貯金の残高維持・向上のために、また、家計メイン化の一層の促進を目的として、年金・給与の口座振込指定に絞った特別金融推進運動を実施しました。一方では、当年度も公金貯金の取り込みを抑制した結果、貯金全体の平均残高が前年度を7億円弱下回りました。

当年度の収支につきましては、事業量の減少によって資金運用収益が減少しましたが、コスト削減にも努めた結果、2千万円の利益が計上できました。

なお、自己資本比率につきましては、信用リスク削減効果の変化によりリスク・アセットが増加したため、前年度から若干下回り12.08パーセントとなりました。

## 貸借対照表

(単位：千円)

資 産 の 部			負債及び純資産の部		
科 目	1年度末	2年度末	科 目	1年度末	2年度末
現 金	417,542	515,763	貯 金	37,485,113	37,644,698
預 け 金	29,497,095	30,051,808	当 座 貯 金	4,121	3,779
系統預け金	28,843,712	29,422,250	普 通 貯 金	11,392,447	12,550,212
系統外預け金	653,383	629,558	納 税 準 備 貯 金	592	559
有 価 証 券	772,639	771,397	通 知 貯 金	226,616	39,780
地 方 債	448,525	447,151	別 段 貯 金	42,995	455,001
社 債	324,114	324,246	定 期 貯 金	24,870,848	23,996,366
貸 出 金	7,238,969	6,567,419	積 立 定 期 貯 金	405,451	428,420
手形貸付金	732,232	768,840	定 期 積 金	164,043	170,581
証書貸付金	5,572,267	5,077,590	借 用 金	600,000	400,000
当座貸越	741,470	527,989	そ の 他 負 債	52,508	46,790
金融機関貸付	193,000	193,000	未払法人税等	2,018	2,018
そ の 他 資 産	57,614	47,891	従業員預り金	19,868	18,814
未決済為替貸	559	191	未決済為替借	6,000	8,577
未収収益	33,721	30,890	未払費用	4,528	4,425
未収金	12,428	9,075	前受収益	4,136	4,378
差入保証金	369	440	未払金	13,155	8,002
その他の資産	10,537	7,295	その他の負債	2,803	576
固 定 資 産	662,661	655,126	諸 引 当 金	155,936	155,760
有形固定資産	662,621	655,086	賞与引当金	11,072	11,296
無形固定資産	40	40	退職給付引当金	138,569	144,464
外 部 出 資	1,945,152	1,945,152	役員退職慰労引当金	6,295	0
系統出資	1,654,922	1,654,922	繰 延 税 金 負 債	12,457	9,783
系統外出資	290,230	290,230	再評価に係る繰延税金負債	109,975	109,975
長 期 前 払 費 用	20,968	19,232	債 務 保 証	14,304	13,880
債 務 保 証 見 返	14,304	13,880	負 債 の 部 合 計	38,430,293	38,380,885
貸 倒 引 当 金	△192,996	△189,342	出 資 金	996,984	997,140
			利 益 剰 余 金	669,029	683,370
			利益準備金	275,800	280,800
			その他の利益剰余金	393,229	402,570
			特別積立金	350,878	54,878
			目的積立金	14,000	320,000
			当期末処分剰余金	28,351	27,692
			(うち当期剰余金)	(20,351)	(20,029)
			会 員 資 本 合 計	1,666,013	1,680,510
			その他有価証券評価差額金	50,020	49,309
			土地再評価差額金	287,621	287,621
			評価・換算差額等合計	337,641	336,930
			純 資 産 の 部 合 計	2,003,655	2,017,441
資 産 の 部 合 計	40,433,948	40,398,326	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	40,433,948	40,398,326

# 損益計算書

(単位：千円)

科 目	1年度	2年度
<b>経 常 収 益</b>	<b>407,823</b>	<b>354,977</b>
資金運用収益	336,459	291,791
貸出金利息	136,170	120,164
預け金利息	2,721	2,267
有価証券利息配当金	11,506	11,442
受入雑利息	0	0
受取奨励金	172,568	150,177
受取特別配当金	13,494	7,741
役務取引等収益	14,427	15,209
受入内国為替手数料	9,569	8,938
その他受入手数料	4,341	5,776
その他の役務取引等収益	517	495
その他事業収益	47,669	36,106
受取出資配当金	47,669	30,409
国債等債券売却益	-	-
受取助成金	0	5,697
その他経常収益	9,268	11,870
貸倒引当金戻入益	-	3,654
その他の経常収益	9,268	8,216
<b>経 常 費 用</b>	<b>384,241</b>	<b>332,260</b>
資金調達費用	19,244	13,667
貯金利息	18,638	13,001
支払雑利息	551	602
支払奨励金	55	64
役務取引等費用	11,911	11,972
支払内国為替手数料	6,232	6,132
その他支払手数料	2,455	2,754
その他の役務取引等費用	3,224	3,086
その他事業費用	2,513	2,523
融資保険料	181	190
支払助成金	1,355	1,356
事業推進費	826	564
債権管理費	151	413
事業管理費	314,012	303,307
その他経常費用	36,561	791
貸倒引当金繰入	35,851	-
貸出金償却	-	-
その他の経常費用	710	791
<b>経 常 利 益</b>	<b>23,582</b>	<b>22,717</b>
特別利益	-	-
特別損失	939	3,072
<b>税引前当期利益</b>	<b>22,643</b>	<b>19,645</b>
法人税・住民税及び事業税	2,018	2,018
法人税等調整額	274	△2,402
<b>当期剰余金</b>	<b>20,351</b>	<b>20,029</b>
当期首繰越剰余金	8,000	7,663
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>28,351</b>	<b>27,692</b>

## ■ 注記表

### A 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（外部出資を含む）の評価は以下の通りです。
  - 1) 満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。
  - 2) 市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。
  - 3) 市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。
  - 4) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 固定資産の減価償却の方法は以下の通りです。
  - (1)有形固定資産（リース資産を除く）
    - 1) 減価償却資産の償却方法は定率法です。
    - 2) 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
    - 3) 平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。
    - 4) 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
    - 5) 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
3. 長期前払費用の処理方法は以下の通りです。
  - 1) 農林漁業団体職員共済組合が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるための負担金の一部を長期前払にて拠出しております。この負担金については役職員数や標準報酬月額に応じて確定するため概算額での拠出となっており、毎月の負担金確定毎に福利厚生費にて経理しております。
4. 引当金の計上基準は以下の通りです。
  - 1) 貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、経理規程及び貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に則り、以下の通り計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
  - 2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。
  - 3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。
5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。

### B 会計方針の変更に関する注記

該当ありません。

### C 表示方法の変更に関する注記

会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

### D 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性
  - 1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 9,071,097円
  - 2) その他の情報  
繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に作成した広域再編計画（合併後事業計画）を基礎として、当会が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および当会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 0円

2) その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月に作成した広域再編計画（合併後事業計画）を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

## E 会計上の見積りの変更に関する注記

該当ありません。

## F 誤謬の訂正に関する注記

該当ありません。

## G 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は174,030千円です。

2. 担保に供している資産は、以下の通りです。

担保に供している資産	系統預け金	810,000千円
	系統外預け金	2,100千円
	差入保証金	440千円
担保資産に対応する債務	為替資金決済	8,386千円

3. 理事及び監事に対する金銭債権の総額は832,770千円です。

4. リスク管理債権の内訳は以下の通りです。

1) 貸出金のうち、破綻先債権額は2,234千円、延滞債権額は277,967千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものです。

2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は0円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,900千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、289,102千円です。

なお、上記1)から4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,516,317千円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,497,613千円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- 再評価を行った年月日 … 平成11年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 … 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第1号に定める基準公示価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出しています。
- 土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は380,648千円です。

## H 損益計算書に関する注記

該当ありません。

## I 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### 1) 金融商品に対する取組方針

当会は、福井県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員(以下、所属員という)に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当会は貯金及び借入金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っています。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、地方債や社債等債券による運用を行っています。

#### 2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。決算日現在における貸出金のうち、59.15%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び投資目的で保有しています。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金については、「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金(日銀成長基盤強化支援資金)として、農林中央金庫から借り入れているものです。

#### 3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っています。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、審査管理課において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

##### ② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化

とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、ALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的リスク量の測定を行い、経営層に報告しています。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(4. 参照のこと)。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金	515,763	515,763	-
預け金	30,051,808	30,051,967	159
有価証券			
満期保有目的の債券	199,237	225,490	26,253
その他有価証券	572,160	572,160	-
貸出金	6,567,419		
貸倒引当金(*)	△189,342		
	6,378,077	6,524,142	146,065
<b>資 産 計</b>	<b>37,717,045</b>	<b>37,889,522</b>	<b>172,477</b>
貯金	37,644,698	37,651,115	6,417
借入金	400,000	400,151	151
<b>負 債 計</b>	<b>38,044,698</b>	<b>38,051,266</b>	<b>6,568</b>

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

3. 金融商品の時価の算定方法

○ 資産

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付、割引手形については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

○ 負債

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、2.の金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
系統出資(*)	1,654,922千円
系統外出資(*)	290,230千円
合 計	1,945,152千円

(\*) 系統出資、系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	30,051,807	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	100,000	600,000
満期保有目的の債券	-	-	-	-	100,000	100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-	-	500,000
貸出金(*)	2,036,597	688,384	683,843	525,470	439,654	1,963,162
合 計	32,088,404	688,384	683,843	525,470	539,654	2,563,162

(\*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の230,311千円は含めておりません。なお、一部の金融機関向けの貸出金193,000千円は5年超に含めております。

6. 貯金、借入金その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

項 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(*)	37,136,590	282,960	187,693	17,487	19,968	-
借入金	200,000	200,000	0	-	-	-
合 計	37,336,590	482,960	187,693	17,487	19,968	-

(\*) 貯金のうち要求払貯金 13,049,331千円については、「1年以内」に含めて開示しています。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

## J 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下の通りあります。これらには、「地方債」、「社債」が含まれております。

- 1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	99,941千円	118,930千円	18,989千円
	社 債	99,296千円	106,560千円	7,264千円
	合 計	199,237千円	225,490千円	26,253千円

- 2) その他有価証券で時価のあるもの

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地方債	300,353千円	347,210千円	46,857千円
	社 債	203,644千円	224,950千円	21,306千円
	合 計	503,997千円	572,160千円	68,163千円

(\*) なお、上記の評価差額から繰延税金負債 18,854千円を差し引いた額 49,309千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- 3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## K 退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下の通りです。

- 1) 採用している退職給付制度の概要

当会は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。この退職金の支払いに備えるため必要資金の内部留保のほかに、中小企業退職金共済事業団に加入し外部拠出を行っております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成28年12月16日)に基づき、簡便法により行っております。

- 2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	138,569千円
退職給付費用	11,250千円
退職給付の支払額	△810千円
中小企業退職金共済制度への拠出額	△4,545千円
期末における退職給付引当金	144,464千円

- 3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	239,343千円
中小企業退職金共済制度による給付額	△94,879千円
未積立退職給付債務	144,464千円
退職給付引当金	144,464千円

- 4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	11,250千円
----------------	----------

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための「農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 1,785千円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は19,883千円となっております。

## L 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は次の通りです。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	5,644千円
貸倒引当金超過額	47,966千円
賞与引当金超過額	3,124千円
退職給付引当金超過額	39,959千円
役員退職慰労引当金超過額	0千円
減価償却限度超過額	1,288千円
未収利息	6,929千円
減損損失	2,168千円
電話加入権除去否認額	260千円
その他	742千円
繰延税金資産小計	108,080千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△47千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△98,962千円
評価性引当額小計	△99,009千円
<b>繰延税金資産合計 (A)</b>	<b>9,071千円</b>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△18,854千円
<b>繰延税金負債合計 (B)</b>	<b>△18,854千円</b>
<b>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</b>	<b>9,783千円</b>

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	-	-	-	4,220千円	1,424千円	-	5,644千円
評価性引当額	-	-	-	-	△47千円	-	△47千円
繰延税金資産	-	-	-	4,220千円	1,377千円	-	5,597千円

(\*) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な事項の内訳は以下の通りです。(令和3年3月31日現在)

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金にされない項目	2.17%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△21.41%
住民税均等割等	10.27%
教育情報資金	△2.82%
評価性引当額の増減額	△17.83%
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>△1.96%</b>

## M 賃貸等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

## N リースにより使用する固定資産に関する注記

該当ありません。

## O 資産除去債務に関する注記

当会は、港湾管理条例等に基づき福井県からの占用許可を受けて設置した建物について資産計上をしており、これらの施設については占用終了時には原状回復にかかる債務を有しております。これらの許可を受けて設置した建物については、港湾管理条例等の定めるところにより、その変更等につき福井県知事の許可が必要であり、また、現時点で事業の廃止や当該建物の撤去等を行う予定はないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

## P 重要な後発事象に関する注記

吸収合併対象資産の全部において、当該吸収合併直前の帳簿価格を付する吸収合併が行われます。

- (1) 吸収合併消滅連合会の名称  
福井県信用漁業協同組合連合会
- (2) 吸収合併の目的  
経営資源の結集による経営の安定化
- (3) 吸収合併日  
令和3年4月1日
- (4) 吸収合併存続連合会の名称  
東日本信用漁業協同組合連合会

(5) 合併比率及び算出方法 1対1の対等合併

(6) 出資一口当たりの金額 10,000円

Q その他の注記

該当ありません。

## ■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	1年度末	2年度末
<b>1. 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期利益	22,643	19,645
減価償却費	15,849	15,872
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	35,851	△3,654
退職給付引当金の増加額	538	5,895
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△4,945	△6,071
資金運用収益	△336,458	△291,790
資金調達費用	19,244	13,667
有価証券関係損益 (△は益)	260	260
固定資産処分損益	940	3,072
貸出金の純増減 (△は純増)	581,170	671,549
預け金の純増減 (△は純増)	930,000	△1,300,000
貯金の純増減 (△は純減)	△1,815,102	159,584
借入金の純増減 (△は純増)	△0	△200,000
教育情報資金	△2,000	△2,000
その他	△14,001	2,513
資金運用による収入	350,758	295,121
資金調達による支出	△20,740	△13,770
小計	△235,993	△630,107
法人税等の支払額	△2,018	△2,018
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△238,011</b>	<b>△632,125</b>
<b>2. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の償還による収入	-	-
固定資産の取得による支出	△12,713	△11,419
固定資産の売却による収入	-	11
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△12,713</b>	<b>△11,408</b>
<b>3. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資の増加による収入	-	156
出資配当金の支払額	△3,688	△3,688
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△3,688</b>	<b>△3,532</b>
<b>4. 現金及び現金等価物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>5. 現金及び現金等価物の増加額 (△は減少額)</b>	<b>△254,412</b>	<b>△647,065</b>
<b>6. 現金及び現金等価物の期首残高</b>	<b>3,865,948</b>	<b>3,611,536</b>
<b>7. 現金及び現金等価物の期末残高</b>	<b>3,611,536</b>	<b>2,964,471</b>

(注) キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金等価物の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の普通預け金及び通知預け金であります。

## ■ 貯金

### □ 種類別・貯金者別貯金残高

(単位：金額・百万円、構成比・%)

種 貯 金 者 別	1年度末		2年度末		増 減		
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比			
要 求 払 貯 金	当 座 貯 金	4	0.0	3	0.0	△ 1	
	普 通 貯 金	11,392	30.4	12,550	33.4	1,158	
	納 税 準 備 貯 金	1	0.0	1	0.0	0	
	貯 蓄 貯 金	-	-	-	-	-	
	通 知 貯 金	227	0.6	40	0.1	△187	
	別 段 貯 金	421	1.1	455	1.2	34	
	計	12,045	32.1	13,049	34.7	1,004	
定 期 性 貯 金	定 期 貯 金	24,871	66.3	23,996	63.7	△875	
	(うち固定金利定期貯金)	(24,862)	(66.3)	(23,987)	(63.7)	( △875)	
	(うち変動金利定期貯金)	( 9)	( 0.0)	( 9)	( 0.0)	( 0)	
	積 立 定 期 貯 金	405	1.1	429	1.1	24	
	定 期 積 金	164	0.4	171	0.5	7	
計	25,440	67.9	24,596	65.3	△844		
合 計		37,485	100.0	37,645	100.0	160	
貯 金 者 区 分 残 高	員 内	会 員	725	1.9	526	1.4	△199
		組 合 員 直 接 預 り	12,726	34.0	13,019	34.6	293
		計	13,451	35.9	13,545	36.0	94
	員 外	地 方 公 共 団 体	10,566	28.2	10,418	27.7	△148
		金 融 機 関	-	-	-	-	-
		そ の 他	13,468	35.9	13,682	36.3	214
計	24,034	64.1	24,100	64.0	66		

(注1) 固定金利定期貯金は、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。

(注2) 変動金利定期貯金は、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

### □ 科目別貯金平均残高

(単位：金額・百万円、構成比・%)

科 目	1年度		2年度		増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
流 動 性 貯 金	10,908	28.0	11,594	30.4	686
定 期 性 貯 金	27,646	71.1	26,139	68.5	△1,507
そ の 他 の 貯 金	360	0.9	450	1.1	90
計	38,914	100.0	38,183	100.0	△ 731
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	-
合 計	38,914	100.0	38,183	100.0	△ 731

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋納税準備貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

(注3) その他の貯金は別段貯金です。

### □ 財形貯蓄残高

取り扱っておりません。

## ■ 貸出金

### □ 種類別・使途別・貸出先別貸出金残高

(単位：金額・百万円、構成比・%)

種類別・使途別 貸出先別		1年度末		2年度末		増減		
		金額	構成比	金額	構成比			
割引	手形	-	-	-	-	-		
手形	貸付	732	10.1	769	11.7	37		
証書	貸付	5,572	77.0	5,077	77.3	△495		
当座	貸越	742	10.2	528	8.0	△214		
金融	機関貸付	193	2.7	193	3.0	-		
合計		7,239	100.0	6,567	100.0	△672		
固定金利貸出		6,157	85.1	5,534	84.3	△623		
変動金利貸出		1,082	14.9	1,033	15.7	△49		
設備資金		5,765	79.6	5,270	80.2	△495		
運転資金		1,474	20.4	1,297	19.8	△177		
貸出先区分残高	員内	会	員	1,357	18.7	1,093	16.6	△264
		組合員	直接貸付	3,581	49.5	3,522	53.6	△59
		計		4,938	68.2	4,615	70.2	△323
	員外	地方公共団体	1,635	22.6	1,347	20.5	△288	
		金融機関	193	2.7	193	3.0	-	
		その他	473	6.5	412	6.3	△61	
計		2,301	31.8	1,952	29.8	△349		

### □ 科目別貸出金平均残高

(単位：金額・百万円、構成比・%)

科目	1年度		2年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比		
割引	手形	-	-	-	-	
手形	貸付	851	10.8	850	11.8	△1
証書	貸付	5,883	74.7	5,441	75.8	△442
当座	貸越	949	12.0	698	9.7	△251
金融	機関貸付	193	2.5	193	2.7	-
合計		7,876	100.0	7,182	100.0	△694

### □ 貸出金担保別内訳

(単位：金額・百万円、構成比・%)

担保別	1年度末		2年度末		増減	
	金額	構成比	金額	構成比		
貯金	等	1,242	17.1	452	6.9	△790
有価	証券	-	-	-	-	-
動産		72	1.0	56	0.9	△16
不動産		1,852	25.6	2,207	33.6	355
その他	担保物	-	-	-	-	-
計		3,166	43.7	2,715	41.4	△451
漁信	基保証	1,983	27.4	1,948	29.7	△35
その他	保証	256	3.5	366	5.6	110
計		2,239	30.9	2,314	35.3	75
信用		1,834	25.3	1,538	23.3	△296
合計		7,239	100.0	6,567	100.0	△672

□ 債務保証担保別内訳

(単位：金額・百万円、構成比・%)

担 保 別	1年度末		2年度末		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
貯 金 等	-	-	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-	-
不 動 産	14	100.0	14	100.0	0
そ の 他 担 保 物	-	-	-	-	-
計	14	100.0	14	100.0	0
信 用	-	-	-	-	-
合 計	14	100.0	14	100.0	0

□ 業種別貸出金残高

(単位：金額・百万円、構成比・%)

業 種 別	1年度末		2年度末		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農 林 水 産 業	3,588	49.5	3,528	53.7	△60
製 造 業	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-
運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-
卸 売 ・ 小 売 業	8	0.1	2	0.0	△6
金 融 ・ 保 険 業	193	2.7	193	2.9	-
不 動 産 業	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	1,357	18.8	1,093	16.7	△264
地 方 公 共 団 体	1,635	22.6	1,348	20.6	△287
そ の 他	458	6.3	403	6.1	△55
合 計	7,239	100.0	6,567	100.0	△672

□ 主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種別)

(単位：百万円)

区 分	1年度末	2年度末	増 減
漁 業			
海 面 漁 業	2,878	2,983	105
海 面 養 殖 業	90	68	△22
そ の 他 漁 業	-	-	-
漁業関係団体等	1,356	1,093	△263
合 計	4,324	4,144	△180

(注1) 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高(生活資金等)は含めておりません。

(注2) 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。(地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません)

(資金種別)

<貸出金>

(単位：百万円)

区 分	1年度末	2年度末	増 減
プロパー資金	2,584	2,495	△89
水産制度資金	1,740	1,649	△91
漁業近代化資金	1,622	1,570	△52
その他制度資金等	118	79	△39
合 計	4,324	4,144	△180

(注3) プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

(注4) 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがありここでは②のみを掲載しております。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

区 分	1年度末	2年度末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)	71	263	192
そ の 他	-	-	-
合 計	71	263	192

(注5) 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

## ■ 有価証券

### □ 種類別有価証券平均残高

(単位：金額・百万円、構成比・%)

種 類 別	1年度		2年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国 債	-	-	-	-	-
地 方 債	400	56.8	401	57.0	1
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-
金 融 債	-	-	-	-	-
社 債	304	43.2	303	43.0	△1
外 国 証 券	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-
合 計	704	100.0	704	100.0	0

### □ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

年 度 種 類		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合 計
		1 年 度 末	国 債	-	-	-	-	-	
	地 方 債	-	-	-	-	-	400	-	400
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	100	-	200	-	300
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	100	-	600	-	700
2 年 度 末	国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	100	300	-	400
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	100	-	100	100	-	300
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	100	-	200	400	-	700

(注) 額面金額にて表示しております。

### □ 有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

#### ○ 有価証券

(単位：百万円)

保 有 目 的	1年度末			2年度末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
満期保有目的	198	228	30	198	225	27
そ の 他	506	574	68	506	572	66
合 計	704	802	98	704	797	93

(注) 本表記載の有価証券は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- ① 売買目的有価証券はありません。
- ② 満期保有目的有価証券については、取得原価が貸借対照表価額として計上されております。
- ③ その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

#### ○ 金銭の信託

金銭の信託はありません。

□ 保有有価証券の利回り

種 類	1年度	2年度
国 債	-	-
地 方 債	1.68%	1.68%
政府保証債	-	-
金 融 債	-	-
社 債	1.64%	1.64%
外国証券	-	-
そ の 他	-	-
以上平均	1.66%	1.66%

□ オフバランス取引の状況

取引実績はありません。

□ 先物取引の時価情報

取引実績はありません。

□ オプション取引の時価情報

取引実績はありません。

## ■ 受託業務・為替業務等

□ 受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	1年度末	2年度末
日本政策金融公庫	71	263
住宅金融支援機構	23	17
福祉医療機構	-	-
合 計	94	280

□ 内国為替の取扱実績

(単位：件数・件、金額・百万円)

種 類	1年度		2年度	
	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込 (件 数)	(15,321)	(17,250)	(14,493)	(18,155)
金額	19,104	18,026	15,161	16,851
代金取立 (件 数)	( 82)	( 88)	( 74)	( 66)
金額	28	16	34	11
計 (件 数)	(15,403)	(17,338)	(14,567)	(18,221)
金額	19,132	18,042	15,195	16,862

## ■ 平均残高・利回り等

□ 粗利益

(単位：百万円)

区 分	1年度	2年度
資金運用収益	336	292
資金調達費用	19	14
資金運用収支	317	278
役員取引等収益	14	15
役員取引等費用	12	12
役員取引等収支	2	3
その他事業収益	48	36
受取出資配当金	48	30
受取助成金	0	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の事業収益	-	6
その他事業費用	3	3
その他事業収支	45	33
事業粗利益	364	314
事業粗利益率	0.94%	0.83%
事業純益	50	11
実質事業純益	66	26
コア事業純益	66	26
コア事業純益 (投資信託解約損金除く)	66	26

(注) 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100



## ■ 諸指標

### □ 最近5年間の主要な経営指標

(金額単位：百万円)

項 目	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度
経常収益	455	450	440	408	355
経常利益	23	23	26	24	23
当期剰余金	21	18	24	20	20
出資金	997	997	997	997	997
出資口数	997千口	997千口	997千口	997千口	997千口
純資産額	1,955	1,972	1,996	2,004	2,017
総資産額	41,207	43,414	42,242	40,434	40,398
貯金等残高	38,494	40,368	39,300	37,485	37,645
貸出金残高	8,629	8,416	7,820	7,239	6,567
有価証券残高	885	892	783	773	771
剰余金配当金額	4	4	4	4	4
・出資配当の額	4	4	4	4	4
(普通出資配当率)	(年0.4%)	(年0.4%)	(年0.4%)	(年0.4%)	(年0.4%)
(優先出資配当率)	(年0.3%)	(年0.3%)	(年0.3%)	(年0.3%)	(年0.3%)
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職員数	74人	63人	58人	54人	49人
単体自己資本比率	12.33%	12.17%	11.96%	12.32%	12.08%

(注1) 残高計数は、期末日現在のものです。

(注2) 職員数には、本会への受入出向者を含んでおります。

(注3) 「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

### □ 自己資本の充実の状況

#### ○ 自己資本調達手段の概要に関する事項

##### (1) 自己資本比率の状況

自己資本の増強は経営の根幹をなすものであり、多様化するリスクに対応するため、財務基盤強化を最重要課題として取り組んでいます。

本年度末の自己資本比率は、前年度末より0.24ポイントダウンし12.08%となりました。

##### (2) 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、非累積的永久優先出資により調達しております。

<普通出資金>

項 目	内 容
発行主体	福井県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7億円(前年度：7億円)

<非累積的永久優先出資>

項 目	内 容
発行主体	福井県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3億円(前年度：3億円)

##### (3) 自己資本比率の算出に当たっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

○ 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	1年度末		2年度末
		経過措置による 不算入額	
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	1,662		1,676
うち、出資金及び資本準備金の額	997		997
うち、再評価積立金の額	-		-
うち、利益剰余金の額	669		683
うち、外部流出予定額(△)	△4		△4
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	16		15
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	16		15
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
うち、回転出資金の額	-		-
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	72		54
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>1,750</b>		<b>1,745</b>
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0		0
うち、のれんに係るものの額	-		-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0		0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-
適格引当金不足額	-		-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-
前払年金費用の額	-		-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-
意図的に保有している他の金融機関の対象資本調達手段の額	-		-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-		-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-		-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>0</b>		<b>0</b>
<b>自己資本</b>			
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	1,750		1,745

リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	13,484		13,776
資産（オン・バランス）項目	13,470		13,762
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	398		398
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	-		-
うち、上記以外に該当するものの額	398		398
オフ・バランス項目	14		14
CVARリスク相当額を8パーセントで除して得た額	-		-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	720		668
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
<b>リスク・アセット等の額の合計額 (二)</b>	<b>14,204</b>		<b>14,444</b>
<b>自己資本比率</b>			
自己資本比率 ( (ハ) / (ニ) )	12.32%		12.08%

(注1) 信用リスク・アセットの算出方法：

(標準的手法を使用=1、内部格付手法を使用=2)

1

(注2) オペレーショナル・リスク相当額の計算方法：

(基礎的手法=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)

1

○ 自己資本の充実にに関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	1年度末			2年度末		
	エクスポ ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポ ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	418	-	-	516	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,042	-	-	1,755	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	29,512	5,902	236	30,065	6,013	241
法人等向け	305	92	4	305	92	4
中小企業等・個人向け	524	347	14	443	292	12
抵当権付住宅ローン	443	155	6	437	153	6
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	106	106	4	76	76	3
取立未済手形	0	0	0	0	0	0
漁業信用基金協会等保証	1,971	197	8	1,940	194	8
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 出資等	408	408	16	408	408	16
：(うち出資等のエクスポージャー)	(408)	(408)	(16)	(408)	(408)	(16)
：(うち重要な出資のエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
上記以外	4,254	5,879	235	4,002	6,150	246
：(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普 通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
：(うち農林中央金庫の対象普通出資等に係る エクスポージャー)	(1,730)	(4,325)	(173)	(1,730)	(4,325)	(173)
：(うち特定項目のうち調整項目に算入されな い部分に係るエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
：(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有している他の金融機関等に係るその他外部TL AC関連調達手段に関するエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
：(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達 手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポ ージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
：(うち上記以外のエクスポージャー)	(2,524)	(1,554)	(62)	(2,272)	(1,825)	(73)
証券化	-	-	-	-	-	-
：(うちSTC要件適用分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
：(うち非STC要件適用分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
：(うちルックスルー方式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
：(うちマンドート方式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
：(うち蓋然性方式250%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
：(うち蓋然性方式400%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
：(うちフォールバック方式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不 算入となるものの額	398	398	16	398	398	16
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
<b>合計 (信用リスク・アセットの額)</b>	<b>40,381</b>	<b>13,484</b>	<b>539</b>	<b>40,345</b>	<b>13,776</b>	<b>552</b>

○ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

1年度末			2年度末		
粗利益額	オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で除して得た額	所要自己資本額	粗利益額	オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で除して得た額	所要自己資本額
a	$b=a \times 15\% \div 8\%$	$c=b \times 4\%$	a	$b=a \times 15\% \div 8\%$	$c=b \times 4\%$
384	720	29	356	668	27

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。

○ 所要自己資本額

(単位：百万円)

1年度末		2年度末	
リスク・アセット(分母)	所要自己資本額	リスク・アセット(分母)	所要自己資本額
a	$b=a \times 4\%$	a	$b=a \times 4\%$
14,204	568	14,444	578

○ 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は以下の通りです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適合格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の名称またはカントリー・リスク・スコアは、以下の通りです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー	-	日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	-
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	-

(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

区 分	1年度末			2年度末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
法 人	農林水産業	608	608	-	515	515
	製造業	-	-	-	-	-
	建設業	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-
	卸売・小売業	8	8	-	2	2
	金融・保険業	29,704	193	100	30,258	193
	不動産業	-	-	-	-	-
	サービス業	1,823	1,718	105	1,634	1,530
	地方公共団体	2,037	1,635	402	1,750	1,348
	その他	115	15	100	109	9
個 人	3,087	3,087	-	2,994	2,994	
固 定 資 産 等	2,999	-	-	3,083	-	
合 計	40,381	7,264	707	40,345	6,591	

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

(注3) 当会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

(3) 信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳  
(単位：百万円)

区 分	1年度末			2年度末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	29,384	3,082	-	30,832	2,731	-
1年超3年以下	1,224	1,224	-	1,224	1,224	-
3年超5年以下	999	999	-	932	832	100
5年超7年以下	735	635	100	582	582	-
7年超	1,655	1,049	607	1,576	969	607
期間の定めなし	6,384	275	-	5,199	253	-
合 計	40,381	7,264	707	40,345	6,591	707

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

(4) 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳  
(単位：百万円)

区 分	1年度末	2年度末
法人	-	-
農林水産業	-	-
製造業	-	-
建設業	-	-
運輸・通信業	-	-
卸売・小売業	-	-
金融・保険業	-	-
不動産業	-	-
サービス業	-	-
地方公共団体	-	-
その他	-	-
個人	282	251
合 計	282	251

(注) 全て国内取引です。

(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	1年度					2年度				
	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	18	16	-	18	16	16	15	-	16	15
個別貸倒引当金	139	177	-	139	177	177	174	-	177	174
法人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農林水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	139	177	-	139	177	177	174	-	177	174

(注) 全て国内取引です。

(6) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	1年度	2年度
法人	-	-
農林水産業	-	-
製造業	-	-
建設業	-	-
運輸・通信業	-	-
卸売・小売業	-	-
金融・保険業	-	-
不動産業	-	-
サービス業	-	-
地方公共団体	-	-
その他	-	-
個人	-	-
合 計	-	-

## (7) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

区 分	1年度末			2年度末		
	格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
0%	-	2,460	2,640	-	2,271	2,271
10%	-	1,971	1,971	-	1,940	1,940
20%	29,291	422	29,713	29,916	350	30,266
35%	-	443	443	-	437	437
50%	104	39	143	104	23	127
75%	-	443	443	-	371	371
100%	-	2,402	2,402	-	2,675	2,675
150%	-	39	39	-	23	23
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	1,730	1,730	-	1,730	1,730
1250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
自己資本控除額	-	-	-	-	-	-
合 計	29,395	9,949	39,344	30,020	9,820	39,840

(注) 全て国内取引です。

## ○ 信用リスク削減手法に関する事項

## (1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

## (2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	1年度末		2年度末	
	適格金融資産担保	保 証	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機関及び我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等・個人向け	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-
漁業信用基金協会等保証	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-

○ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○ 証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、現資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

区 分	1年度	2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

○ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当会の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区 分	1年度末		2年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	1,945	-	1,945	-
合 計	1,945	-	1,945	-

## (3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

区 分	1年度末			2年度末		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	-	-	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

## (4) 貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

&lt;その他有価証券の評価損益等&gt; (単位：百万円)

区 分	1年度末		2年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	-	-	-	-
非上場	69	-	68	-
合 計	69	-	68	-

## (5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

&lt;子会社・関係会社株式の評価損益等&gt; (単位：百万円)

区 分	1年度末		2年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上 場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-

## ○ 金利リスクに関する事項

## (1) 金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

## ① リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

## ② リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

## ③ 金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

当会では、市場金利が上下1%変動した場合の金利リスク量を算出しています。なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年となっております。

## ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

## ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

## ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

## ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提

当会は円通貨しか取り扱っておりません。

## ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

## ・ 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

## ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

## (2) IRRBB：金利リスク

(単位：百万円)

区 分	△EVE		△NII	
	1年度末	2年度末	1年度末	2年度末
上方パラレルシフト	134	121	49	50
下方パラレルシフト	0	0	2	1
スティープ化	140	122		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	140	122	49	50
	1年度末		2年度末	
自己資本の額	1,750		1,745	

(注1)「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

(注2)「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

(注3)「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

(注4)「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

(注5)「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

(注6)「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

(注7)「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

(注8)「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## □ 経営諸指標

(単位：百万円)

区 分		1年度		2年度	
貯 貸 率 等	貯貸率（期末、期中）	19.31%	20.24%	17.44%	18.81%
	貯預率（期末、期中）	78.69%	77.49%	79.83%	78.73%
	貯証率（期末、期中）	2.06%	1.81%	2.05%	1.84%
	一従業員当たりの貯金残高	694		768	
	一店舗当たりの貯金残高	7,497		9,411	
	一従業員当たりの貸出金残高	134		134	
	一店舗当たりの貸出金残高	1,448		1,642	
利 益 率 等	総資産経常利益率	0.06%		0.06%	
	資本経常利益率	1.26%		1.21%	
	総資産当期純利益率	0.05%		0.05%	
	資本当期純利益率	1.08%		1.06%	

(注1) 総資産経常(当期)利益率=経常(当期)利益/総資産平均残高(偶発債務見返を除く)×100

(注2) 資本経常(当期)利益率=経常(当期)利益/資本勘定平均残高×100

## ■ リスク管理情報等

### □ リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

区 分	1年度末	2年度末	増 減
リスク管理債権総額 (A)=①+②+③+④	327	289	△38
破綻先債権額 ①	3	2	△1
延滞債権額 ②	314	278	△36
3カ月以上延滞債権額 ③	-	-	-
貸出条件緩和債権額 ④	10	9	△1
保全額合計 (D)=(B)+(C)	327	289	△38
担保・保証付債権額 (B)	150	115	△35
貸倒引当金残高 (C)	177	174	△3
保全率 (D)/(A)	100.0%	100.0%	0.0%

- (注1)「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
- (注2)「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のものをいいます。
- (注3)「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。
- (注4)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2、注3に掲げるものを除く。）をいいます。
- (注5)「担保・保証付債権額(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸付金についての当該担保・保証の合計額です。
- (注6)「貸倒引当金残高(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

### □ 金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

区 分	1年度末	2年度末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	133	125	△8
危険債権	184	155	△29
要管理債権	10	9	△1
不良債権額合計 (A)	327	289	△38
正常債権	6,928	6,302	△626
保全額合計 (D)=(B)+(C)	327	289	△38
担保・保証付債権額 (B)	150	115	△35
貸倒引当金残高 (C)	177	174	△3
保全率 (D)/(A)	100.0%	100.0%	0.0%

- (注1)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- (注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- (注3)「要管理債権」とは、基本的には「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
- (注4)「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
- (注5)「担保・保証付債権額(B)」は、「不良債権額合計(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
- (注6)「貸倒引当金残高(C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

## □ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	1年度				2年度					
	期首	期中	期中減少額		期末	期首	期中	期中減少額		期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	18	16	-	18	16	16	15	-	16	15
個別貸倒引当金	139	177	-	139	177	177	174	-	177	174
合 計	157	193	-	157	193	193	189	-	193	189

## □ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	1年度	2年度
貸出金償却額	-	-

# ■ 役員等の報酬体系

## ○ 役員

### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、以下の通りです。

なお、基本報酬は所定日に指定口座への振り込みの方法によるものであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

区 分	支払総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	16	2

(注1) 対象役員は、理事9名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

### (3) 対象役員の報酬等の決定等

#### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任手当給付規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

## ○ 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤理事が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

## ○ その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示の通り過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

## ■ 本会の組織

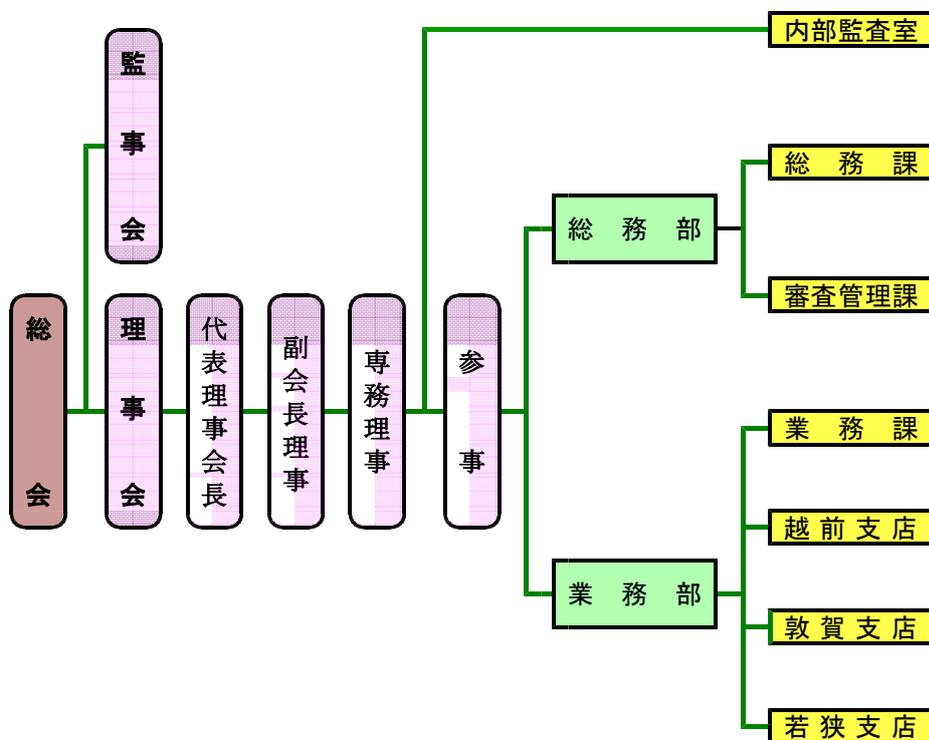
### □ 会員数

資格別	28年度末	29年度末	30年度末	1年度末	2年度末
正会員	30	30	30	30	30
准会員	2	2	2	2	2
合計	32	32	32	32	32

### □ 役員 (令和3年3月31日現在)

役職名	常勤・非常勤の別	氏名	備考
代表理事会長	常勤	長井徳雄	
副会長理事	非常勤	小林利幸	
専務理事	常勤	吉田正樹	員外
理事	非常勤	濱出征勝彦	
理事	非常勤	平野仁彦	
理事	非常勤	川端元昭	
理事	非常勤	森修	
理事	非常勤	河村径穂	
理事	非常勤	板倉健治	
代表監事	非常勤	木邑康和	
監事	非常勤	永井賢一	
監事	常勤	高木常雄	員外

### □ 組織機構図 (令和3年3月31日現在)



□ 店舗一覧 (令和3年3月31日現在)

店舗名	所在地	代表電話番号
本店	福井県福井市大手2丁目8番10号	(0776)21-6080
越前支店	福井県丹生郡越前町小樟7号65番地	(0778)37-2070
敦賀支店	福井県敦賀市蓬莱町17号19番地	(0770)22-1344
若狭支店	福井県小浜市川崎3丁目16番地	(0770)53-0312



□ 自動機器の設置状況 (令和3年3月31日現在)

区分	店舗内	店舗外
ATM (現金自動預入・支払機)	1 (敦賀支店内)	11 [ 三国、福井、越廼、河野、丹生、 菅浜、日向、三方、世久見、大島、高浜 ]

□ 協同会社

該当ありません。

□ 特定信用事業代理業の状況

該当ありません。

## ■ 沿革・歩み

日付	できごと	日付	できごと
1951. 9. 10	福井県信漁連創立総会	1979. 12. 18	電算機をレベルアップ(F-V830)
11. 24	福井県信漁連設立認可	1980. 3. 24	県と沿岸漁業改善資金事務委託契約締結
12. 25	設立登記完了	8. 1	電電公社と収納事務委託契約締結
12. 31	若狭支所、敦賀・早瀬・三国出張所開設	9. 1	NHKと収納事務委託契約締結
1952. 1. 4	業務開始	1981. 8. 1	北陸電力と収納事務委託契約締結
1. 16	城崎・福井出張所開設	1982. 3. 5	創立30周年記念式典開催
1. 21	河野・和田出張所開設	1983. 10. 8	小浜支所事務所移転
1. 31	農林中央金庫に加入	1984. 3. 18	福井県水産会館へ入居
6. 26	高浜出張所開設	4. 3	電算機をレベルアップ(F-V850)
7. 1	越廼出張所開設	1987. 8. 1	抽選券付貯金「チャンス」第1弾募集
7. 15	四ヶ浦出張所開設	8. 4	国債窓販業務開始
11. 15	全国漁業協同組合連合会に加入	1988. 8. 1	本所機構改革で3課制とする
1953. 6. 3	鷹巣出張所開設	1989. 7. 10	全店舗貯金業務のオンライン化
1954. 7. 1	福井出張所廃止、残りの出張所は支所に昇格	8. 14	全店舗為替業務のオンライン化
12. 31	和田支所を高浜支所に統合	1991. 11. 1	カードローン取扱開始
1955. 8. 22	本所事務所(木造瓦葺二階建)竣工	11. 25	マリンクレジットカード取扱開始
11. 15	城崎・四ヶ浦支所統合、越前支所を小櫛に設置	1992. 4. 1	漁業近代貸金がオール保証になる
1956. 3. 1	鷹巣・越廼支所統合、中浦支所を国見に設置	8. 24	全店舗貸付業務のオンライン化
1957. 1. 4	初めて中長期資金の貸付を始める	10. 1	電算機をレベルアップ(F-K650Si)
1958. 1. 15	本所に課制を敷く(貸付、経理、貯金、庶務)	1993. 4. 1	キャッシュカード発行開始
5. 13	本所事務所類焼	4. 1	本所機構改革で課名変更
8. 1	貯蓄推進員制度発足	5. 10	支所店舗統廃合(越前、小浜を分室)
10. 31	中浦・河野・高浜支所を閉鎖	12. 27	越前分室事務所移転
1959. 5. 28	本所機構改革2課制とする(総務、業務)	12. 27	長プラ連動型住宅資金創設
6. 22	福井県漁業信用基金協会と業務委託契約締結	1994. 4. 1	本所機構改革で2部3課制とする
1962. 10. 16	福井県水産会館竣工	1995. 3. 1	敦賀市漁協で県下第1号のATM稼働
1963. 9. 20	組合員に対する直貸、員外貸付が認められる	8. 29	漁協信用事業の信漁連への統合を決議
1965. 3. 31	敦賀支所廃止	1996. 4. 1	日向営業店開設
6. 12	農林年金と団体貸付事務委託契約を締結	5. 1	菅浜営業店開設
1966. 5. 2	農林漁業金融公庫と業務委託契約を締結	8. 1	店舗の呼称変更
1968. 5. 1	住宅金融公庫と業務委託契約締結	8. 1	越前支店・厨営業店・米ノ営業店開設
1969. 4. 26	越前支所を厨に移転	8. 1	福井支店・国見営業店開設
11. 1	本所機構改革で推進課を設置	10. 1	若狭和田支店開設
1971. 5. 17	三国支所事務所竣工	11. 1	鳥浜漁協の信用事業を統合
12. 1	両連早瀬支所事務所竣工	12. 17	越前支店にATM設置・稼働
1972. 3. 30	福井県漁協相援運営委員会発足	1997. 1. 2	「ナホトカ号」重油流出事故発生
1973. 4. 1	公庫住宅融資保証協会と業務委託契約締結	1. 21	同前緊急融資要綱制定
9. 14	農水産業貯金保険機構と事務委託契約締結	4. 1	三国港底曳漁協の信用事業を統合
1974. 2. 1	年金福祉事業団と業務委託契約締結	5. 1	越廼営業店開設
7. 31	推進課を廃止	6. 1	丹生営業店開設
11. 1	ミニコンピュータ「ユーザック720/90」購入	8. 1	大島支店開設
1975. 3. 31	基金協会の事務委託を廃止	9. 1	小浜支店(営業店を含む)開設
1976. 1. 7	信用事業体制整備推進委員会発足	10. 1	三方支店(営業店を含む)開設
6. 30	敦賀代理所閉鎖	11. 1	高浜支店開設
7. 30	高浜代理所閉鎖	1998. 3. 26	「マリンバンク」の愛称採用決定
9. 1	早瀬支所を「二州支所」に改称	3. 27	厨営業店竣工
9. 14	漁協信用事業事務改善基本構想を承認	4. 1	音海営業店開設
10. 1	漁協信用事業事務改善開始	4. 14	漁協貯金PRラジオCM放送開始
10. 14	信用事業実施漁協の経営診断実施	7. 1	日計業務のオンライン化開始
12. 24	小浜支所移転	10. 19	MICS加盟
1977. 3. 1	窓口会計機(オリベティA5)稼働	1999. 3. 1	大島支店にATM設置・稼働
8. 30	本会貯金が100億円の大台突破	3. 1	漁協貯金PRテレビCF放映開始
10. 1	内国為替業務取扱開始	4. 1	福井県の収納代理事務取扱開始
1978. 4. 19	国庫金払込事務取扱開始	4. 1	電算機をレベルアップ(GP-6000)
12. 15	国民金融公庫と業務委託契約締結	7. 1	第1回「得々ローン」発売
1979. 9. 11	農林中央金庫と業務委託契約締結	2000. 10. 2	郵貯とのCD・ATM提携・利用開始

日付	できごと	日付	できごと
2000. 11. 1	記念定期貯金「マリンチャンス50」発売	2010. 10. 1	嶺南内部監査室設置
11. 11	創立50周年記念式典開催	2012. 7. 2	特別金利定期貯金「丸（マル）」発売
2001. 3. 1	河野支店開設	9. 30	嶺南内部監査室を廃止
10. 23	法定外部（全漁連）監査始まる	2013. 7. 1	特別金利定期貯金「まるまる」発売
2002. 3. 1	金利倍定期貯金「スーパートリプル」発売	11. 18	イーネット、ローソンATMとの無料提携開始
4. 1	内部監査室、審査管理課を設置	12. 2	特別金利定期貯金「さんじゅうまる」発売
4. 1	系統信用事業「自主ルール」運用開始	2014. 4. 1	県センターシステムオープン化
7. 15	JFマリンネットバンク取扱開始	7. 1	特別金利定期貯金「フォーまる」発売
9. 1	若狭和田支店を営業店化	10. 14	若狭支店と小浜営業店の統合 （若狭支店が小浜市へ移転）
9. 25	「JFマリンバンク2001年夢中の旅」積立旅行	11. 10	協同住宅ローンと住宅ローン業務提携
10. 30	「大型クラゲ対策資金」要領制定	2015. 2. 28	国見営業店廃止
12. 31	鳥浜取次店廃止	3. 6	新型マリン教育ローン創設
2003. 1. 1	「JFマリンバンク基本方針」発効	3. 31	和田営業店廃止
10. 1	厨・常神・神子・田島・西津・内外海営業店廃止	5. 31	世久見営業店廃止（ATM店舗化）
2004. 3. 26	敦賀市漁協との信用事業統合調印式	12. 8	JFマリンバンク 漁業振興資金創設
5. 28	「JFマリンバンク2004年夢中の旅」積立旅行	2016. 3. 1	女性部向け旅行定期積金発売
10. 1	敦賀支店開設	2017. 3. 1	三国営業店・丹生営業店・菅浜営業店 ・日向営業店を廃止（ATM店舗化）
10. 1	一県一信用事業統合体完成	2018. 3. 1	福井営業店・越廼営業店・河野営業店 を廃止（ATM店舗化）
11. 1	三井住友・UCカードとのキャッシング提携	2019. 3. 25	高浜営業店廃止（ATM店舗化）
12. 31	音海取次店廃止	2020. 3. 2	三方営業店廃止（ATM店舗化）
2005. 3. 1	本店、県警への防犯用映像伝達装置設置	10. 30	広域信漁連合併契約書締結（11都県域）
3. 30	優先出資発行	2021. 3. 1	大島営業店廃止（ATM店舗化）
11. 21	セブン銀行とATM提携	2021. 3. 31	信漁連広域合併により福井県信漁連解散
2006. 8. 1	電算機をレベルアップ（PRIMERGY6540）		
10. 1	新マリン・クレジット（UFJニコス）誕生		
2007. 10. 1	河野支店を営業店化		
2009. 2. 16	三国支店、福井支店を営業店化		
1. 14	三方支店・小浜支店・大島支店・高浜 支店を営業店化、米ノ営業店廃止		

## ■ 手数料一覧

### □ 内国為替の取扱手数料

種 類		当連合会本支店 あて	他金融機関 あて	
振 込 手数料	振込金額 3万円未満	220円 (110円)	550円 (440円)	
	振込金額 3万円以上	440円 (220円)	770円 (660円)	
代金取立手数料 (1件につき)		440円	普通扱い 660円	至急扱い 880円

(注1) 上記手数料には、消費税(10%)が含まれております。

(注2) ( )は、JFマリンネットバンク・Web自振を利用した場合の金額です。

### □ 融資関係手数料

種 類	金 額
繰上償還 (一部繰上を含む)	1,000万円以上 1,000万円未満
条件変更	1回 11,000円
担保設定・解除	実 費

(注) 上記手数料には消費税(10%)が含まれております。

### □ その他の手数料

種 類	金 額
JFマリンネットバンク	1 カ月 110円
通帳・証書再発行	1 回 550円
キャッシュカード再発行	1 回 1,100円
残高証明書	通常
	依頼先が監査法人のもの
利息証明書	1 回 220円
取引履歴出力	履歴出力10年以内
	履歴出力10年超
両替	500枚 未 満
	500枚～999枚
	1,000枚以 上

(注1) 上記手数料には消費税(10%)が含まれております。

(注2) JFマリンネットバンク手数料はキャンペーン中に付き無料としております。

